

研修会実施機関の認定要件及び更新要件、集合研修の認定方法

1. 研修会実施機関の認定

研修会実施機関の認定を受けようとする団体は、次に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ①医療関係団体であること。
- ②団体の代表者がいること。
- ③団体の組織構成、会則又は定款が定められており、適切な会計処理が行われていること。また、上記に変更が生じた場合に速やかに報告できること。
- ④会員数が合計200名以上であること。
- ⑤病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ⑥会員から年会費を徴収し、会計処理が適切であること。
- ⑦日病薬病院薬学認定薬剤師制度の目的及び研修カリキュラムに則った研修会の企画運営ができること。
- ⑧参加資格が限定されていない研修会を毎年1回以上開催していること。
- ⑨申請時において、前年度の研修会及び事業の実績が報告できること。

2. 研修会実施機関の更新

研修会実施機関の認定を更新しようとする団体は、次に定める更新要件をすべて満たし、申請書と共に更新要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ① 認定期間中、団体の組織構成、会則又は定款等の変更について報告していること。
- ② 会員数が合計200名以上であること。
- ③ 病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ④ 認定期間中、本制度に則った研修会の開催実績が一定数以上あること。
- ⑤ 認定期間中の研修会開催における会計処理が適切であること。

2. 集合研修の認定

研修会実施機関が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会を開催する場合は、下記の手続を行うこととする。なお、詳細な手順については別途定めることとする。

- ①研修会実施機関は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムの内容に沿った研修会を計画すること。
- ②研修会実施機関は、当該研修開催予定日の1ヶ月前までに、本会の定める方法で研修会の単位申請を行う。
- ③本会は、提出された研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合、研修会実施機関に対し「研修会開催計画の受理書」及び「単位証明（研修単位シール）」を申請枚数（受講予定人数）を配布する。

④研修会実施機関は、主催する研修会の受講者に対し「単位証明（研修単位シール）」を配布する。

⑤研修会実施機関は、本会が定める期間内に「研修会報告書」を提出し、残余の「単位証明（研修単位シール）」を返還する。また、本会が指定する口座に別表に定める手数料を納入する。

⑥研修小委員会は「研修会報告書」より事後評価を行い、その内容を研修会実施機関に報告する。

【別表】

単位証明（研修単位シール） 申請枚数	手数料（税別）
50枚まで	1,000円
51枚～100枚まで	2,000円
101枚～300枚まで	4,000円
301枚～1000枚まで	8,000円
1001枚～2000枚まで	20,000円
2001枚以上	30,000円

※2001枚以上は、1000枚増すごとに手数料を5,000円追加することとする。